

学位論文の要旨

ふりがな 氏名	やじま へいいち 矢島 平一 ㊦
学位論文題目： 本居宣長旧宅移築保存事業にみる保存理念と手法 (英訳 The Policy and the Method of the relocating preservation project of the former Motoori-Norinaga House)	
<p>本居宣長旧宅は、明治 39 年(1906) に設立された鈴屋遺蹟保存会により、明治 42 年(1909) 松坂城跡への移築修理工事が行われている。民家の文化財としての保護の制度は、大正 8 年(1919)「史蹟名勝天然記念物保存法」の公布に始まり、これによって初めて「史蹟」として保護の対象となる。本居宣長旧宅は、民家として早期の大正 11 年(1922) 史蹟(現在は特別史跡) 指定を受けている。本居宣長旧宅の保存事業を主導した保存会は、一時松阪町へ移管されるが、昭和 17 年(1942)財団法人、平成 23 年(2011)公益財団法人へ改組等し、存続している。保存会には、設立時の明治 39 年(1906)から昭和 24 年(1949) までの書類を綴じた簿冊『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』があり、この中には保存会の会務報告と移築工事に関する報告からなる活版印刷の報告冊子が含まれている。</p> <p>本論文は、上記『各種資料集』をもとに昭和戦前期までの本居宣長旧宅移築修理の保存理念と手法について研究したものである。鈴屋遺蹟保存会設立当時、全国で史蹟保存を目的とする保存会等の組織が成立し始めるが、民家保護に対する実例及び報告に乏しく、その実態の解明は殆どなされていない。本論文はこのような研究状況を踏まえ、民家に対する文化財としての保護の制度が未整備な時期に、制度的な裏付けなく実施された本居宣長旧宅移築修理の保存理念と手法を明らかにすることを目的とする。</p> <p>研究の概要は以下の通りである。</p> <p>「序論」では、研究の背景・目的・方法を明確にし、関連する資料及び概要を記す。本論の論考は、下記 5 項により記述する。</p> <p>「第 1 章 鈴屋遺蹟保存会の保存活動」では、保存会運営主管の変遷を整理し、体制・目的・活動内容の実態及び、保存対象物の変遷を明らかにした。保存会は、明治 7 年から始まる本居宣長顕彰の高まりと、旧宅の大火からの延焼防止を背景に、地元有志者を中心に設立され、一時地方行政へ移管されるが、財団法人化することで今日に至る。組織体制は、三期の変遷がみられるが、事実上の管理運営は、松阪町(松阪市)による支援・管理があった。保存会へ預けられた保存対象物は、保存会と子孫との信頼関係にもとづき、複合的な保存が進められた。</p> <p>「第 2 章 移築工事にみる保存理念」では、『各種資料集』の内、移築工事に関する報告からなる活版印刷の報告冊子に基づいて、鈴屋遺蹟保存会の活動と本居宣長旧宅の移築修理工事を検討し、萌芽期にあった民家保存の理念や手法と、これを報告する『移築事業報告書』の性格を明らかにした。その結果、修理は、根拠調査・聞き取り調査・実測調査に基づいて、復原設計を行い、根拠の不確実なものは現状のまま留めることを基本としており、民家については保存の根拠法も存在しない時期に、「古社寺保存法」に基づいて先行して行われていた古社寺の修復手法を適用した事例であることがわかった。本居宣長旧宅の移築修理工事は、明治 30 年代(1897-1906) を通じて奈良県でも古社寺修理に従事してきた土屋純一、奥野栄蔵が、古社寺修理の経験を踏まえた工事を行い、</p>	

ふりがな 氏名	やしま へいいち 矢島 平一 
------------	---

また古社寺修理でも未だ実施されていない修理工事報告書を、いち早く実現したものである。本居宣長旧宅移築工事は、修理に当たっての根拠法も、また種々の制約もない未指定物件についての民間団体の保存会による事業であり、古社寺保存法に基づく特別保護建造物の修理からすれば特異な状況下で、このような報告書が実現できたものと考えられる。また、報告書に記された保存理念は、今日の修理重要項目に合致し、具体性が読み取れるものであった。

「第3章 全体配置計画の手法」では、旧宅の移築先松坂城跡の動向と背景及び移築整備の全体計画の手法を明らかにした。また、実施に至らなかった洋風建物図案の配置計画について考察した。松坂城跡への移築候補地は、城跡公園化に密接な関係があり、旧宅は、未整備の区画であった隠居丸跡を敷地として行われた。旧宅配置は、旧宅の本来の方位、道幅、所在していた町の雰囲気などを維持再現する、旧宅に至近の石垣を板塀で遮蔽し、石垣の存在感を減少させる、などの試みが行われた。旧宅他の各建物は、それぞれ異なる意匠によって構成されており、敷地内の各建物の建築群意匠を統一する意図は見受けられない。また、不実施の洋風建物は記念文庫構想案であり、独立した建物としてシンボリックな形態によって存在感を示す計画であった。一方、配置計画を実現するため、既存の石垣を切断する等が確認でき、城跡そのものの維持、保存についての配慮は見られないものであった。

「第4章 明治及び昭和修理補修工事の手法」では、『各種資料集』の内、『移築事業報告書』記載事項と本居宣長旧宅そのものとの照合により、明治42年(1909)移築修理工事及び昭和期に実施された修理工事の具体的手法を明らかにした。現状旧宅の実測調査により、明治移築の保存手法として、①金物による補強、②部材の取替、③部材の追加補強、が確認できた。明治修理工事で用いられた復原は、①異なる時代の混在した痕跡が多い、②部材間の対応性がない痕跡が多く存在する、③明確でない痕跡はそのまま残されている、以上の3点より、状態をそのまま残し、確実な部分のみ復原する手法であったと推測できる。

「第5章 遺稿類保存の手法」では、本居宣長関連史資料に関する保存環境と保存会の捉え方を整理し、存続過程を明らかにした。遺稿類は、明治42年(1909)旧宅移築直前後に本居宣長の重要遺墨遺品が子孫によって保存会に預けられ、その後、昭和43年(1968)に国重要文化財指定される。保存会は、存続することで関連品の散佚を防ぐ役割を果たし、本居宣長に由来する関連品は、保存会へ随時集積された。一方で、収容力を上回る関連資料が集まることで、旧宅が収蔵施設を兼ねるものとするほか、他施設を利用しての分散収蔵が行われた。旧宅の展示環境は、本居宣長当時状況を再現することにそぐわない環境が永続したが、当時の来館者は歓迎するものであった。旧宅を再現する手法は、書斎「鈴屋」を優先し、他は臨機応変な対応であったと推測される。

以上の論考をまとめ、「結論」とした。

以上の研究の結果、近代における民家保護活動の一事例として、萌芽期に設立された鈴屋遺蹟保存会が実施した建造物、史跡、史資料の複合的保存の先進性を明らかにした。